**⑱「罪と罰の重さって？」**

**～刑事裁判について～**

|  |
| --- |
| ●主に対応する学習指導要領　公民的分野 |
| 内容C 私たちの政治(2) 民主政治と政治参加ア(ウ)　国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。 |
|  |
| ●主に対応する帝国書院公民教科書 単元名・対応ページ |
| 部 | 章 | 節 | ページ |
| 第2部政治 | 第2章民主政治 | 第2節国の政治のしくみ | p.87-90 |

**第Ⅰ部　指導案**

**１　授業のねらい**

（１）裁判員裁判が定着し、市民の司法参加が当然のこととなりました。裁判員制度を導入した理念として、「司法に対する国民の信頼の向上」が掲げられていますが、それは、国民の権利・利益を守り、社会の秩序を維持する役割を担う司法権を維持・充実させるために大切な理念です。司法が国民から信頼される、すなわち司法の判断が納得して受け入れられるためには、その判断が公正であることが不可欠です。そこで今回は、判断が公正であるとはどういうことかを刑事裁判の事例をもとに考えます。

（２）また、量刑を考える事例を通じて、そもそも刑罰とは何のためにあるのかという司法制度の前提についての理解も目指します。

（３）私たちは日常生活のなかで、さまざまなトラブルに出会い、それを解決しています。また、ルール違反をした人にはどんな制裁が必要か、考える機会も多いはずです。刑事裁判に限定することなく、そういう感覚や考える力を育むことを目指してこの授業を構想してみました。

**２　生徒に身につけさせたい法教育的な見方・考え方**

　この授業を通して生徒に身につけてほしい力は、次のようなものです。

①　なぜペナルティを科すのかという罰の意義・目的について理解できる。

②　ペナルティを決める上で必要な要素（事実）を抽出できる。

　　③　抽出した各要素（事実）に基づき適切なペナルティを判断するバランス感覚がある。

**３　指導計画**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 学習活動 | 指導上の留意点 |
| 導入 | ・ワークシートを配布し、取り組む。・ペナルティの意義について考えさせる。日常生活での具体例をどんどんあげる。・ペナルティの意義について整理する。 | ・授業中の悪ふざけや罰日直など、具体的な例をあげて、ペナルティについて考えさせる。家庭内でのルールもあげてよい。・ペナルティの意義、効果、役割1. 正義の回復、②抑止効果
 |
| 展開 | ・合議して、合意を形成し、ルール化する。・掃除当番をさぼった人に、どのような罰を与えたらよいか、グループで考える。・個人でワークシートに記入し、その後グループで話し合う。 | ・自分たちの考えや考え方と実際の裁判での考え方の異同に気づかせる。・掃除当番をサボった罰として、どういうぺナルティがよいか？正義の回復、抑止効果を意識して話し合うよう促す。　　　・グループ内で意見がまとまらないときでも、多数決をする等で、グループとしての結論を出すように支援する。 |
| ・事例について、どんな罰を与えたらよいか、個人で考えた後、グループで考える・授業者が、生徒との問答を通して問題点を明らかにしていく。・授業者が、検察の側に立った場合、弁護するとしたらなど、視点を与えて量刑について深める。・グループで、意見交換をして、グループとしての結論を出す。・各グループで出した量刑を発表する。 | ・事例を配布し、黙読する。アンダーラインを引くなどするとポイントが明確になりやすい等の支援をする。・おかしてしまった罪とのバランスにも注意するよう気づかせる。・次の点に注意する。1. 事例のなかで、いくつかの罪を重ねてい

るが、これについては、加算せず、一番重いもので考える。1. 懲役３年以下だと、執行猶予も考慮でき

る。1. 罪を軽くする要素と、重くする要素をあ

げてみる。・意見が分かれたら多数決にすること。・黒板に書き出すなどして、各グループの意見を比較する。 |
| まとめ | ・ワークシートにまとめを記入させる。 | ・記入する中で、自分の考えの変化や、日常生活とのつながりなどを大切にするよう支援する。 |

**４　評　価**

|  |
| --- |
| **観点別評価** |
| **○知識・技能**・量刑という考え方について理解することができたか。 |
| **○思考・判断・表現**・事例について、自分なりに量刑を考え、意見を述べることができたか。　・根拠を基に、理論的に考えることができたか。 |
| **○主体的に学習に取り組む態度**・ルール違反とペナルティの関係について、身近なこととして考えようとしている。 |

|  |
| --- |
| **主体的に学習に取り組む態度をみとる具体的な生徒の姿の例** |
| **○B規準の例**・「効率」（社会全体で無駄をはぶくという考え方）、と「公正」（「手続の公正」、「結果の公正」などさまざまな場面）という考え方を取り入れて、自らの意見を修正している。 |
| **○A規準の例**・この事例で、学んだことを、日常の事柄や、社会の情勢などに広げて考えている。（自分と社会の関わり） |

**第Ⅱ部　ワークシート**

**「罪と罰の重さって？」**

**～刑事裁判について～**

　　　　　組　　番 名前

１　学校生活や家庭生活で実際にあるペナルティをあげてみよう。

２　１であげたペナルティについて、それぞれがどんな効果、役割や意義があるか話し合ってみよう。

３　掃除当番をサボった生徒がいたら、どんなペナルティがふさわしいか考えてみよう。

４　３についてグループで話し合ってみよう。

５　次の事例を読んで、問題点を整理しましょう。（気になることにマークをつけよう）

|  |
| --- |
| 事例 |
| 鈴木剛さんは、工場につとめる３８歳です。鈴木さんは、深夜、不動産会社の事務所のドアをハンマーでたたき割ってしのびこみ、事務所にあったレジの中から、現金１０万円をうばってにげました。後日、防犯カメラに写っていた姿から容疑者として逮捕されました。鈴木さんは、勤務する会社の経営が苦しくなったことから、毎年１００万円ほど出ていたボーナスが０円となり、住宅ローンの支払いがとどこおっていました。また、生徒が病気となりましたが、給料が減らされたため満足な治療を受けさせることができませんでした。それで、今回の犯行に及びました。鈴木さんが犯罪を起こして警察につかまったのは今回が初めてでした。警察につかまっている鈴木さんは、被害にあった会社の社長に謝罪の手紙を書き、両親から借り入れをして現金１０万円とこわした事務所の修理費用を全額弁償しました。このように被害は弁償されたものの、被害にあった会社の社長さんは、ハンマーでガラスをたたき割るという凶悪な犯行を許す気にはならず、またこのような犯罪が起こらないためにも厳重に処罰してほしいと考えています。鈴木さんの妻は、今後このようなことが起こらないように鈴木さんを監督するととともに、パートを増やして自分達の力で生活をしていくことを誓っています。鈴木さんがつとめている工場の社長も、それまでまじめに働いてきた鈴木さんを引き続き雇い、監督してくれると言っています。 |

６　罪を重くする要素と、軽くする要素を挙げてみよう（それぞれ３つ以上）

|  |  |
| --- | --- |
| 罪を重くする要素 | 罪を軽くする要素 |
|  |  |

７　事例について、量刑を決めてみよう(個人作業)

|  |
| --- |
| 　懲役　　　　年　　　　月　（執行猶予　有＜　＞年・　無 |

８　グループで、意見交換をして、グループとしての結論を出してみよう。

　（意見が分かれたら多数決）

グループの結論

|  |
| --- |
| 　懲役　　　　年　　　　月　（執行猶予　有＜　＞年・　無 |

９　各グループで出した量刑を発表しよう。

　 　他のグループの結論メモ

|  |
| --- |
|  |

１０　まとめ（わかったこと、難しかったところ、もっと知りたいことなど）

|  |
| --- |
|  |

**第Ⅲ部　弁護士からのアドバイス**

**１ はじめに**

ルールを破った人に罰（ペナルティ）を与えることは、社会において一般に承認されています。学校生活においても、例えば、日直当番が役割を果たさなかったら翌日も日直をする罰日直や、部活を無断で休んだ場合にグラウンドを走るペナルティなどは、その例としてあげることができます。

法律の世界でも、今回の事例のように物を盗んだ場合に窃盗罪（刑法235条）として処罰される（懲役刑又は罰金刑）など、法律で決められた悪い行為（＝違法な行為）をすると刑事罰が科せられています。

**２ 罰（ペナルティ）はなぜ必要なのか**

では、なぜルールを破ったら罰を与えられるのかを考えてみましょう。

　　　ルールは、人々が社会生活を営むうえで共生するための約束事です。例えば、前述の日直の当番制は、特定の生徒だけが責任を負うことなく、クラスの生徒全員で負担を公平に分担するという観点から承認されているルールです。

したがって、ルールは守られなければならず、ルールが破られて不公正な状態に至った場合には、これを公正な状態に戻す必要があります。罰を与える第1の目的は、不正をただし公正を回復すること、すなわち「正義の回復」にあります（正義の意味について注１）。なお、ルールを破った人に報復を加える応報は、この正義の実現の一環です。

　　　次に、ルール違反が横行するようになれば社会全体の秩序がくずれ、安心した社会生活を営むことができなくなります。信号無視やスピード違反が横行すれば、安心して道路を歩いたり、車を運転したりすることができなくなることは想像できるでしょう。そこで、ルールを破った人に対して罰（＝苦痛）を与えることによって、ルール違反をさせないようにすることが、罰を与える第２の目的とされています。これを「罰の予防機能」と言います。

この予防機能には２つの側面があり、１つには、ルール違反に罰を与えることを通じて、社会の一般人がルール違反を思いとどまるという側面です（これを「一般予防」といいます）。もう１つは、罰を受けたその人が、次には罰を受けないように行動しようとする気持ちになることを通じて犯罪を予防するという側面です（これを「特別予防」といいます）。

**３ 罰の重さ（程度）を考える時の視点**

罰を決めるときに大切なことは、悪い行動・非難されるべき行動やその行動がもたらした結果と罰の重さにはバランスが取れていなければいけないということです。つまり強く非難される行為や重大な結果には重い罰が、非難の程度が低く結果も軽い場合には軽い罰が科されることになります。２で述べたように、罰を与える第１の目的は、正義の回復にあるので、どの程度の罰を科して不正をただせば公正が回復するかという観点から考えることになります。

加えて、憲法第１３条は個人の人格に根源的価値を認めています。罰は人に苦痛を与えるものですから、非難されるべき行為やその結果と罰の重さとのバランスが取れていることは憲法上の要請ともいえます。

　　このようなバランスを前提に、予防的な効果も考えながら、罰の程度としてどのくらいが適切なのかを具体的に決めていくことになります。

もっとも、公正さは国民（又はその社会の構成員）の意識にも影響を受けます。例えば近年厳罰化の傾向にある自動車運転による交通違反は、国民の意識を反映させたものといえましょう。このように行為や結果と罰のバランスは必ずしも絶対的なものではなく、時代によって少しずつ変化する側面があります。

**４ 事実（証拠）に基づく裁判**

（１）人々が裁判所の判断を公正だと受け止めて納得するには、裁判官が独断で判断するのではなく、法と事実（証拠）に基づいた判断であることが大切です。このことは、有罪・無罪を判断する場面だけではなく、有罪の場合に罰の程度（量刑）を決める（判断する）際にも妥当します。

　　　なお、事実をもとに考察・構想することは、高等学校「公共」の学習指導要領で求められています。

（２）罰の程度を決める際に考慮すべき事情には、例えば次の①～③の観点があります。

①ルール違反をした人に着目する（行為の悪質性）

・「うっかり」（過失）か「わざと」（故意）か

　　　　・動機にくむべき事情があるか

　　　　　例えば、同じパンを盗む行為でも、お店を困らせる目的と食べ物を買う金がなくお腹をすかせている我が子に食事を与える目的とでは、後者の方を軽く罰する方向に傾くでしょう。

・計画的か、偶然・突発的か

　　　　　計画的な方が悪質であるため、重く罰する方向に傾くでしょう。

②結果に着目する

　　　　・どのような利益が害されているか

　　　　　物が壊されるより、体を傷つけられた方が一般に不利益は大きいと言えます。

・結果はどの程度重大か

同じけがでも、かすり傷と入院するほどの重傷とでは異なります。

・被害が回復しているか

盗んだものを返還や弁償しているか。被害者が許しているか。

被害が回復していれば不正の程度は軽微になりますから、公正にただすための刑罰は軽くする方向に傾きます。

　　　③今後もルールを破りそうか

・反省しているか

　　　　・まじめにやろうとする意欲があるか

　　　　・家族や仲間など見守ってくれる人がいるか

　　　　・収入が見込まれ、経済的に安定した生活が見込まれるか

・初めてか、これまでも同じことを繰り返してきたか

　　　　　例として挙げた上記４つの事情は、罰を受ける人に対する特別予防の見地から、罰の重さを考慮することになります。

考慮すべき各事情には、前述の罰の２つの目的が混在していることが多いですが、理解を促進するために、あえて単純に分類すると、①と②は非難の程度に関わるものですから「正義の回復」の観点に、③は再犯の可能性に関わるものですから「予防機能」のうちの特別予防の観点に、それぞれ関連性が高いといえます。

**５ 今回の事案の検討**

　　　今回の事案で、被告人である鈴木剛さんには、

①不動産会社の事務所のドアをハンマーで叩き割った行為について建造物損壊罪（刑法第２６０条）

②事務所に忍び込んだ行為について建造物侵入罪（刑法第１３０条）

③現金１０万円を奪った行為について窃盗罪（刑法第２３５条）

が成立します（各条文について注２）。

　これらの罪を犯した鈴木さんには、懲役１か月から１０年の範囲から適切な刑罰を選択します。また、懲役３年未満であれば５年を最長として執行猶予をつけることができます（執行猶予の意味について注３）。この事案では、次の事情を考慮しながら刑罰の重さを決めることになります。

＜罰を重くする事情＞

　　　　・ハンマーを用意するなど計画的な犯行

・ドアをたたき割って入るなど犯行態様悪質

・被害者が厳罰を希望している

＜罰を軽くする事情＞

　　　　・生徒の医療費を工面しようとした犯行動機は同情しうる

　　　　・現金１０万円と事務所の損壊は全額弁償済み

　　　・反省している

　　　　・妻の監督が期待できる

　　　・勤務先があること

　　　・前科前歴がない

なお、現在の裁判実務感覚からすると、今回の事案であれば、懲役１年６ヶ月～２年、執行猶予３年程度の刑罰が予想されますが、授業では、この「量刑相場を当てる」方向に流れないようにしてもらいたいと思います。

**注１　正義とは**

　　　ここで言う「正義」は、「正しいすじみち。人が行うべき正しい道。」（広辞苑に掲載されている１つ目の意味）ではなく、「社会全体の幸福を保障する秩序を実現し維持すること。justice」（広辞苑に掲載されている３つ目の意味）です。法の世界における「正義」は後者の意味で使われています。

**注２　授業の事案で関連する刑法の条文**

第１３０条（住居侵入等）

 　　　　正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物

若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所

から退去しなかった者は、３年以下の懲役又は１０万円以下の罰金に処

する。

第２３５条（窃盗）

 　　　 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、１０年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

第２６０条（建造物等損壊及び同致死傷）

 　　　 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、５年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

**注３　執行猶予とは**

　　　刑の執行猶予とは、刑（懲役〇年、罰金×円など）の言渡しをした場合において、情状によって一定期間内その執行を猶予し、その期間を無事経過したときは刑の言わたしはその効力を失うとする制度。

刑の言渡し（＝有罪判決）による正義の回復という目的を維持しながら、刑の執行による弊害（ex.社会復帰が事実上難しくなる、「刑務所帰り」というレッテルを貼られる等）を避け、犯罪者が社会内で自覚に基づき自力更生すること（特別予防）をねらいとしている。

**第Ⅳ部　授業づくりのポイント**

**１　ねらいをはっきりさせましょう**

とかく、中学校授業では、憲法学習に終始し、刑法や民法を扱うことは

少ないと思われます。しかし、実生活で私たちが関わるのは、刑法や民法

の世界です。そもそも、こういう犯罪をしたら、どれくらいの罪に問われるのかといったことは、学校では教えないことがほとんどです。そこで、ここでは、具体的な事例をもとにして、追体験をするような形で刑事罰について考えさせてみようというのが大きなねらいです。

**（１）まず、刑罰は何のためにあるのか考えさせてみましょう。**

刑罰に意味について考えさせると、生徒は、いろいろな意見を述べます。問答法でいろいろと話ながら掘り下げていくと、一般にペナルティにはいろいろな意味があることに気づきます。そこのところが、最も大事なところです。

**（２）やってしまった罪と科せられる罰とのバランスについて考えてみま**

**しょう。**

ここでは、他人事ではなく、自分の身の回りに起きたら？と、当事者の立場にたって考えさせるようにしましょう。被害者だったら、加害者の家族だったら、それぞれの立場にたって考えてみたいと思います。裁判所の柵の外側でなく、中に入る気持ちで考えることが大切です。

**２　指導の工夫をしましょう**

学習指導要領では、効率と公正、対立と合意などの考え方は、公民的分野の学習のいろいろな単元で繰り返し学習することが大切だと指摘されています。また、司法の単元でも、具体的な事例にそくして学習することが求められているところです。こうしたことも考えて、刑事裁判について考えさせる学習として扱うことが望ましいと思います。裁判員制度を疑似体験するというような位置づけも可能かと思います。

**３　授業の進め方**

**〈　導　入　〉**

　　　身近な事例からペナルティについて考えさせましょう。

　　 　そして、それらの事例について、その意義、効果、役割という視点で考えさせ意見を述べさせましょう。

**〈　展　開　〉**

**（１）６人のグループを作ろう**

クラス全体→個人→グループ→個人→グループ→クラス全体というような流れで進めると効果が高いです。裁判員裁判も６人の裁判員で行います。ですから、６人前後のグループが最もよいと思います。

**（２）いろいろな立場にたって考えさせよう**

自分は絶対に犯罪の加害者にはならない、なるとしたら被害者だという傲慢な考えの生徒は厳罰を求めるでしょう。いや、もしかしたら、自分だって、生活に困ったら犯罪をしてしまうかもしれない。カッとなって人を殴ったりしたこともあるしな・・・なんていう子は、寛大な処置をのぞむかもしれません。それはまさに社会の縮図です。加害者、被害者、それぞれの家族、一市民、それぞれの立場にたって考えてみたいところです。

**（３）多様な意見から、適切な判断を見出させよう**

意見交換をしないと、自分の意見をブラッシュアップさせることができません。下手をすると独善におちいります。だから、いろいろな意見のバランスを取ることが大事なのです。そもそも何のために刑罰があるかということも振り返らせながら、話し合いをさせることが大事です。

**〈　まとめ　〉**

**（１）実際の判決にも幅はある**

結局、正解はどうなのかと、生徒はそれを知りたがるでしょう。しかし、実は、裁判官にも弁護士にも検察官にも正解はないということも理解させたいところです。もちろん、だいたいの相場というものは、判例によってあるのでしょうが、それとてぴったりこの数字というものではありません。

一方で、判断する人によってペナルティの重さが極端に異なることは問題ですので、これまでの判例が積み重ねてきた一定の相場についても一定の配慮をしたいところです。

**（２）振り返りを大切に**

各グループの結論を聞いて、うんなるほど、いやどうも違う、と、各自がいろいろと考えればいいし、そのことをワークシートやノートなどに書かせることも大事です。また、いくら迷っても、最後は決断して罰を決めなければ　ならないという、まさに裁判の神髄を体験することもできると思います。

　　　　いろいろな意味で、この学習は、１時間でできて、とても有意義な教材だと思っています。

　　　　振り返りは、自分の意見を修正、調整するために、とても重要です。そして、身の回りにある様々な法やルールとペナルティについて、考えることができたなら、実り多い学習となるでしょう。